

(参考)

※「社会保険庁ホームページ」の社会保障協定のコーナー
(<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/index.htm>) より抜粋



日米社会保障協定に関する手続きについて

日米社会保障協定は、平成17年(2005年)10月に発効する予定です。協定における加入免除手続きや年金請求手続きについては、基本的には、日独協定の手続きと大きく変わらないように、アメリカ側と調整しているところです。詳細が確定次第、社会保険庁ホームページの社会保障協定のコーナーでお知らせする予定です。

なお、日米協定に関する手続きは、協定発効日(平成17年10月予定)より前に行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

● 現在、アメリカに一時派遣され就労している皆様へ(加入免除手続き)

アメリカ社会保障制度への加入を免除されるための適用証明書の交付手続きは、日本の派遣元企業の社会保険事務の担当者が社会保険事務所へ行うこととなりますので、ご本人が行う申請手続きは特にありません。

● 将来、協定によりアメリカ年金を受けられる皆様へ(年金請求手続き)

アメリカ年金の申請を社会保険事務所から行うための申請用紙には、アメリカの社会保障番号(Social Security Number)を記入する欄が設けられる予定です。番号を忘れないようにご注意ください。協定発効日にアメリカ年金の請求が可能になる方は、今のうちに番号を確認しておかれることをお勧めします。(もし社会保障番号がわからなかった場合でも、アメリカ年金の請求ができなくなるわけではありません。)

また、アメリカ年金受給者の配偶者の方は、「家族年金」を受給できる可能性があります。アメリカ年金制度や手続きの詳細は、在日アメリカ大使館等にお問い合わせください。

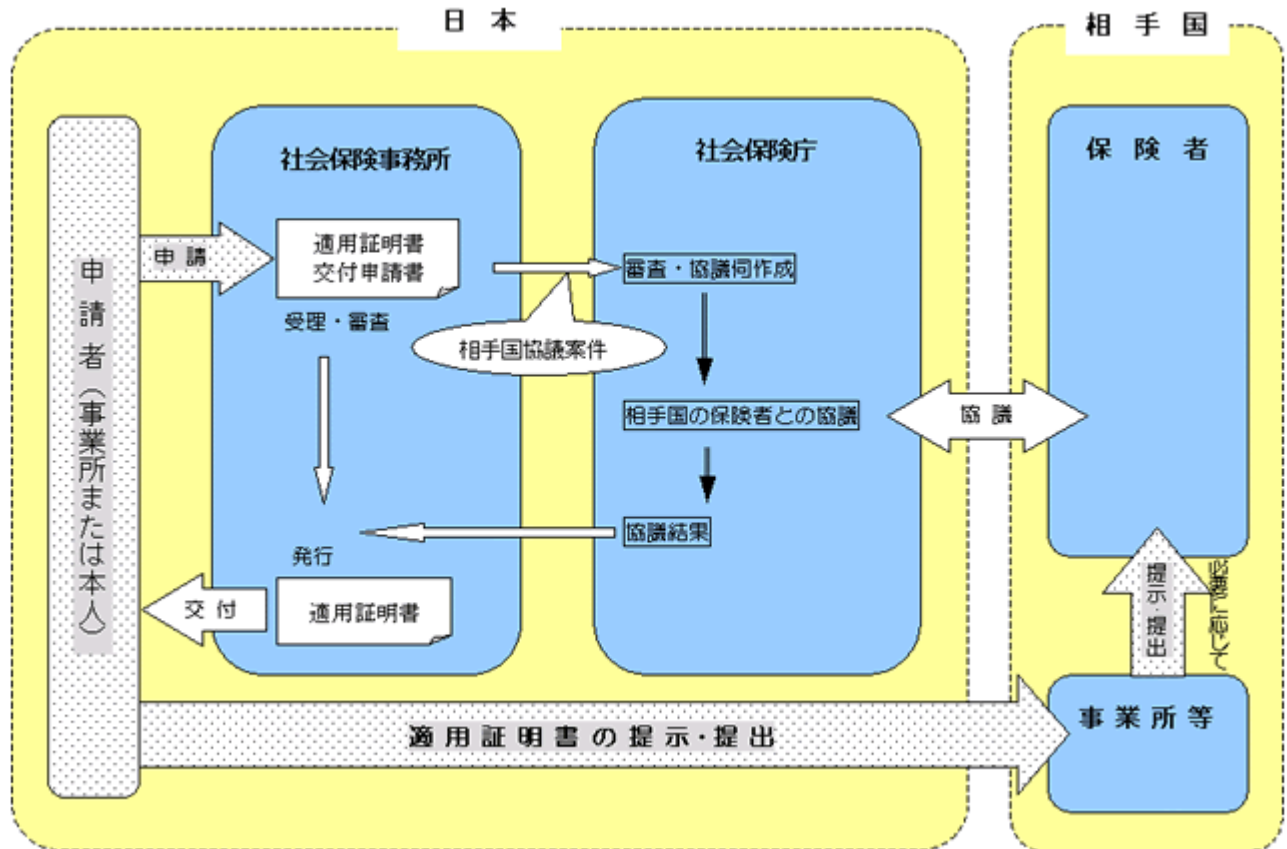
● 企業の社会保険事務ご担当の皆様へ(関係者の方々への周知のお願い)

現在すでにアメリカに派遣されている社員の方々や、これからアメリカに派遣される社員の方々、及び、過去にアメリカに派遣されアメリカ年金制度に加入した社員の方々に、この協定を知っていただくことが重要と思われます。

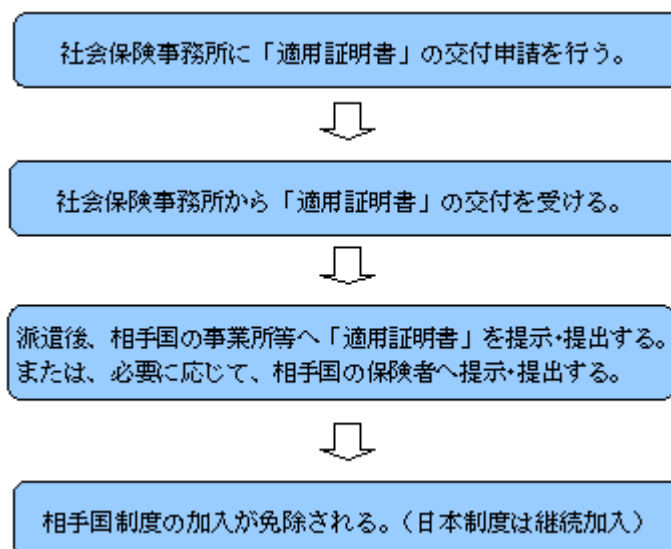
このような関係者の方々に対して、社会保険庁ホームページの社会保障協定のコーナーを積極的に紹介、活用し、周知していただきますようお願いいたします。

● 日本から相手国へ派遣される場合の相手国制度の加入免除手続き

<手続きの全体像>

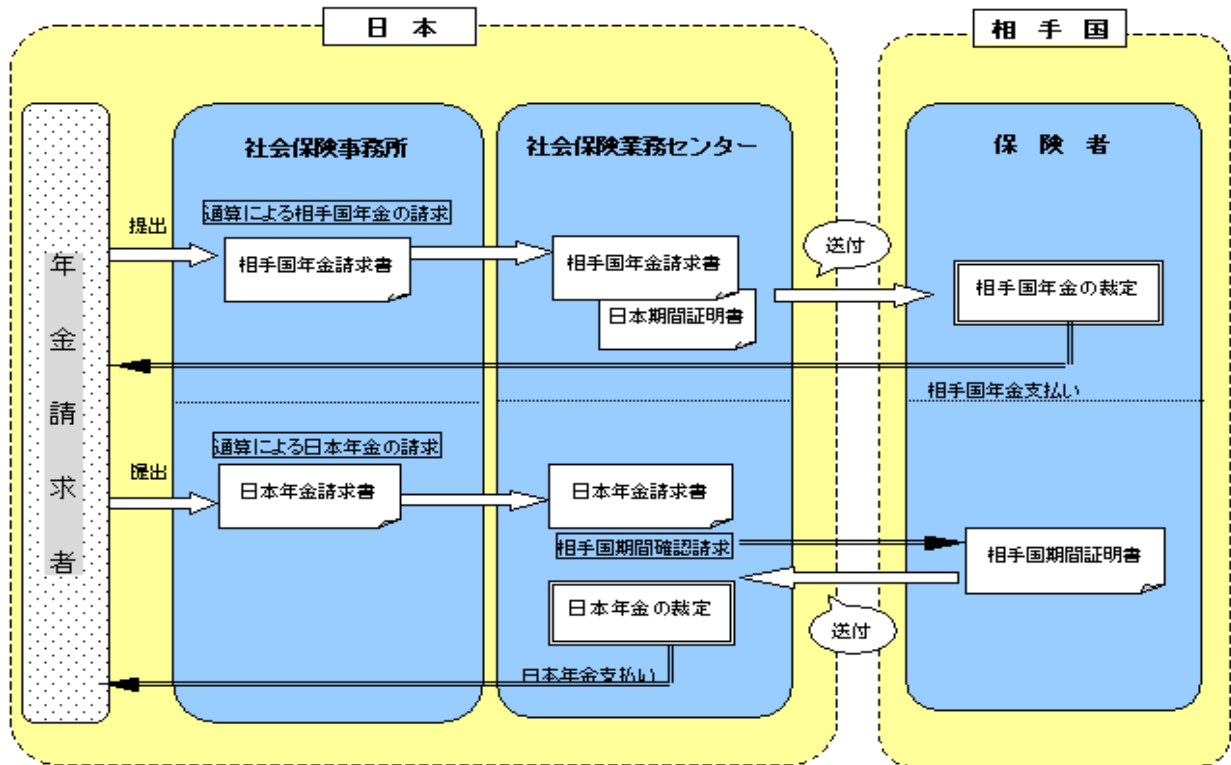


<手続きの流れ>



● 日本在住者が年金加入期間の通算により相手国年金及び日本年金を請求する手続き

<手続きの全体像>



<手続きの流れ>

